

西米良村告示第33号

令和元年第4回西米良村議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月8日

西米良村長 黒木 定藏

1 期 日 令和元年12月6日（金）

2 場 所 西米良村役場議場

○開会日に応招した議員

黒木 竜二君

児玉 義和君

白石 幸喜君

上米良 玲君

濱砂 征夫君

上米良秀俊君

濱砂 恒光君

○12月6日に応招した議員

同 上

○応招しなかった議員

令和元年 第4回（定例）西 米 良 村 議 会 会 議 録（第1日）

令和元年12月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和元年12月6日 午前11時30分開会

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 常任委員の選任
- 日程第5 諸般の報告 議長報告（例月現金出納検査・定期監査）
- 日程第6 諸般の報告 総務文教常任委員会行政調査報告
- 日程第7 諸般の報告 農林振興建設常任委員会行政調査報告
- 日程第8 議案第56号 西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第57号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第58号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第59号 西米良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第60号 西米良村保育所設置条例の制定について
- 日程第13 議案第61号 カリコボーズのホイホイ便事業費分担金徴収条例の制定について
- 日程第14 議案第62号 西米良村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第63号 平成31年度西米良村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第64号 平成31年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第2号）

- 日程第17 議案第65号 平成31年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第66号 平成31年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第67号 平成31年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 常任委員の選任
- 日程第5 諸般の報告 議長報告（例月現金出納検査・定期監査）
- 日程第6 諸般の報告 総務文教常任委員会行政調査報告
- 日程第7 諸般の報告 農林振興建設常任委員会行政調査報告
- 日程第8 議案第56号 西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第57号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第58号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第59号 西米良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第60号 西米良村保育所設置条例の制定について
- 日程第13 議案第61号 カリコボーズのホイホイ便事業費分担金徴収条例の制定について
- 日程第14 議案第62号 西米良村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第63号 平成31年度西米良村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第64号 平成31年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予

算（第2号）

日程第17 議案第65号 平成31年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第66号 平成31年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第3号）

日程第19 議案第67号 平成31年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）

出席議員（7名）

1 番	黒木 竜二君	2 番	児玉 義和君
3 番	白石 幸喜君	4 番	上米良 玲君
5 番	瀨砂 征夫君	6 番	上米良秀俊君
7 番	瀨砂 恒光君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

8 番

事務局出席職員職氏名

事務局長	瀨砂 雅彦君	書記	前田 里菜君
------	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

村長	黒木 定藏君	副村長	梅本 昌成君
教育長	古川 信夫君	総務課長	牧 幸洋君
むら創生課長	土居 博和君	会計管理者	土持 光浩君
福祉健康課長	吉丸 和弘君	村民課長	田爪 健二君
建設課長	上米良 敦君	農林振興課長	瀨砂 亨君
教育総務課長	山田 高大君	代表監査委員	黒木 正近君

午前11時30分開会

○事務局長（濱砂 雅彦君） 一同、ご起立ください。一同礼、ご着席ください。

○議長（濱砂 恒光君） ただ今の出席議員は7名です。定足数に達していますので、ただ今から、令和元年第4回西米良村議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

ただちに議事に入ります。

日程第1. 議席の変更

○議長（濱砂 恒光君） 日程第1、議席の変更を行います。

去る10月11日の、中武 智和議員の議員辞職に伴い、現在、3番議席が空席になっていますので、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

変更した議席は、お手元に配りました議席表のとおりです。

ここで、暫時休憩します。

午前11時31分

午前11時33分

○議長（濱砂 恒光君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（濱砂 恒光君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番、児玉 義和君、3番、白石 幸喜君を指名します。

日程第3. 会期の決定

○議長（濱砂 恒光君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。第4回定例会の会期は、先の議会運営委員会において、本日から12

月10日までの5日間と予定していますが、決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀨砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、会期は、5日間と決定しました。

なお、会期中の会議日程と本日の日程は、お手元の議事日程第1号のとおりでありますので、ご了承ください。

日程第4. 常任委員の選任

○議長（瀨砂 恒光君） 日程第4、常任委員の選任を行います。

中武 智和議員の議員辞職により、総務文教常任委員会の副委員長及び議会広報常任委員会の委員長が欠員になっています。

まず、総務文教常任委員会において、副委員長の互選をお願いします。ここで、暫時休憩します。

午前11時34分

午前11時35分

○議長（瀨砂 恒光君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、総務文教常任委員会の副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務文教常任委員会の副委員長に児玉 義和君が互選されました。

次に、議会広報常任委員会の委員の補充について、委員会条例第6条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議会広報常任委員に上米良 玲君を指名します。

議会広報常任委員会において、委員長・副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

午前11時35分

午前11時36分

○議長（濱砂 恒光君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、議会広報常任委員会の委員長・副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

議会広報常任委員会の委員長に児玉 義和君、副委員長に黒木 竜二君が互選されました。

以上で常任委員の選任を終わります。

日程第5. 諸般の報告

○議長（濱砂 恒光君） 日程第5、諸般の報告を行います。

監査委員から報告のあった、9月以降の例月現金出納検査並びに定期監査の監査意見に関しましては、各議員のお手元に配付しております、写しのとおりでありますので、ご了承願います。

日程第6. 諸般の報告

○議長（濱砂 恒光君） 日程第6、引き続き諸般の報告を行います。

この報告は、会議規則第124条の議員派遣による調査報告であります。

総務文教常任委員会委員長、上米良 玲君の報告をお願いします。

○総務文教常任委員会委員長（上米良 玲君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 委員長、上米良 玲君。

○総務文教常任委員会委員長（上米良 玲君） 令和元年度総務文教常任委員会行政調査報告をいたします。

令和元年度11月6日水曜日から11月8日金曜日にかけて、長崎県南松浦郡新上五島町及び、佐賀県武雄市におきまして、移住定住対策について調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

まずはじめに、新上五島町では、九州の北西、長崎県五島列島の北部に位置し、7つの有人島と60の無人島で構成されており、九州本土との交通アクセスは船舶のみで、平成31年3月末現在で人口は1万9,022人、世帯数は9,811世帯で、出生率の低下や若年層の島外流出などにより、人口減少、過疎化が進み、65歳以上

高齢化率は40.54%と高くなっているため、人口減少対策が重要課題となっているそうです。移住定住対策については、県内でもいち早く取り組みをされ、移住実績については、平成30年度が94世帯135人、平成17年から30年度の合計では220世帯388人の方が移住をされているということでした。移住定住対策では、移住してきてもらうのが成果と囚われがちだが、いかに定住してもらうかが重要であるとも言われておりました。

平成31年度現在での定住率は世帯で75%、移住者では73.2%となっているそうです。移住定住施策では就労等支援として、平成28年度に「若者新規就労支援奨励金制度」を創設され、新卒者を含む40歳以下の方が町内の事業所に新規に就労し、就職後3年経過後に10万円支給するという制度で、対象者は平成28年が15名、29年が26名、30年が19名の合計60名の方が対象となられたそうです。

また、29年度からこの制度に加え、日本学生支援機構や地方公共団体等の公的な奨学金の返還者には1年度につき20万円を上限とし、36月分を助成するよう制度を拡充しているそうです。ただし、奨励金10万円との重複支給は行わないとのことでした。対象者は平成31年現在で、28年1名、29年3名、30年6名の計10名で、全てが地元出身者だそうです。

また、若者新規就労者激励会の開催を平成30年度より取り組まれており、町内の事業所に新規に就労された若者を対象に、地元企業や町の発展の担い手として活躍する意欲を高め、育むことを目的に開催されているそうです。

ほかにも上五島町地区若者定着促進連絡協議会を、平成28年10月から公共職業安定所、振興局、町、学校及び各種業界団体で連携し、上五島地区の若者定着及び人材確保等に寄与することを目的に設置をされているとのことでした。

内容としては、地元企業訪問バスツアーの開催や上五島企業フェスタの開催、高校生を対象とした企業説明会の開催や新上五島町企業ガイドブックの作成などがあり、ガイドブックについては、地元企業の紹介をしており、移住相談会などの折りに配布をしているとのことでした。

住宅支援については、新上五島町空き家情報登録制度、空き家バンクを平成17年より行い、令和元年8月末現在で登録物件が29件、うち契約済みが22件で、残り

7件がホームページで募集しているところだそうです。

近年では入居者のニーズも変わってきているのではないかとのことでした。

平成27年から始まった定住促進空き家活用事業補助金制度では、空き家バンクに登録した所有者及び町内の移住者が対象であったが、登録されていなくても、移住者が空き家を改修する場合は、補助の対象となるよう制度の見直しを行ったそうです。改修の補助として補助率2分の1、上限50万円。家財等の撤去費用として上限10万円。利用実績は平成28年が4件、29年が2件、30年が2件であるが、実績としては低く、金額の面など今後検討していく必要があるのではないかとのことでした。

また、改修するにあたり、金融機関と連携し、借入れを行った場合は、借入利率の優遇協定を地元銀行と締結されているそうです。

移住者ばかりではなく、住んでいる若者にも目を向けるべきではないかななどの意見もあり、移住者に限らない空き家の活用を進めていかなければならないということでした。

40歳以下の若者の住宅取得に、新築、購入、建て替えに対する支援としては、平成28年度より令和元年度の期間で、若者定住促進事業補助金制度を創設し、新築では補助率100分の10で上限150万円。実績として平成28年が5件、29年が7件、30年が5件、31年が見込みで16件。購入では補助率100分の10で上限100万円。実績として28年が4件、29年が2件、30年が2件、31年見込みで2件。建て替えでは補助率100分の10で上限150万円。実績として31年見込みで1件。中学生以下の子どもがいる場合は1人25万円を、町分譲地購入の場合は1件当たり50万円を加算しているとの説明がありました。また、今年度は最終年度となるため申し込みが多く、3回の補正を行ったそうです。

建築工事については地元の大工のみで、役場職員は対象外とのことでした。

短期滞在施設としては、町への定住を希望し、田舎暮らしを体験する事業として町営のキャンプ場がシーズンオフの期間を利用し、活用されているそうです。

移住者用住宅の整備では、空き家となっていた教員住宅1棟3戸を改修し、貸し出しを行っており、お試し住宅の整備については移住希望者のみで県公舎を活用し、利用期限は1か月から3か月で、転居先が見つからない場合は、3か月に延長ができる。

最長1年までとし、利用料は無料だが、水道、光熱費は自己負担としているそうです。

利用実績は累計で6世帯13人、定住実績は4世帯6人ということでした。その他の事業としては田舎暮らし体験ツアー事業を平成17年度より取り組まれており、町に興味のある方を全国より募り、町内の案内、空き家の紹介、町の産業体験、移住者との交流会を1泊2日の日程で実施し、これまでに18回開催し、154組219人が参加で、うち13組20名が移住につながっているとのことでした。参加者への助成としては、交通費、宿泊費の助成を行っているそうです。

新上五島町の移住定住対策については、40歳未満の若い人たちに限定した事業もあり、若者を呼び込む取り組みに力を入れているとのことでした。

続きまして、佐賀県武雄市は佐賀県の西部に位置し、人口約5万人の温泉観光都市で、高速道路や国道の分岐点に位置し、九州新幹線西九州ルートの開業を控えており、ハブ都市を目指しているとのことでした。

武雄市はこれまでに田舎に特化した移住対策サイトのホームページを開いていたが、人口減少が進んでいく中で、若い世代をターゲットにしたホームページ、名称「たけおグッドライフ」を今年の5月にリニューアルし、フェイスブックやユーチューブにも連動して、若い人たちが見やすくしているそうです。ホームページの中には、移住者の声が載せてあり、ユーチューブと連動しているため、移住者の生の声が聞こえるほか、空き家・空き地情報、若者をターゲットにした子育てや仕事の情報などをメインに載せて工夫をされているとのことでした。

現在武雄市では高齢人口が増え続けており、少子高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態にあるそうですが、昨年8年ぶりに社会増をされたそうです。これまでの社会増を目指した取り組みが少しは達成できたのではと思うが、今後も社会増を目指した移住定住対策に取り組んでいきたいとのことでした。

武雄市の人口減少に見る特徴として、大学卒業後の年齢で、高校卒業後の3分の1程度しか転入してきていない状態にあり、若い世代の取り組みを図るため、早いうちから武雄市に興味を持ってもらうために、高校生のまちづくり参画事業や、若者に特化した取り組みを行っているとのことでした。

移住定住の取り組みとしては、移住定住窓口のワンストップ化を図り、移住相談が

あった場合は住まい支援課で相談を受け、住居の相談であれば市の空き家バンクや民間の物件サイトの紹介を行い、仕事であれば商業、農業などの職種に応じてそれぞれの担当課の職員を呼び、一緒に対応している状況だそうです。

空き地・空き家バンクの運営については、空き家バンクは平成19年度から制度開始で、平成29年度から空き家バンクに空き地バンクを加え、現在、空き家23件、空き地7件の登録があるそうですが、すぐに売れたりするため、数値の変動が多いとの説明でした。空き家・空き地については課で掘り起こしを行い、登録があった場合は専門の宅地建物取引業協会に調査を依頼した後、基準に満たしたものが空き家・空き地バンクに登録ができ、ホームページで掲載をしているそうですが、防犯の観点から、詳細については載せていないとのことでした。

武雄市独自の取り組みとしては、農地の取得に関して、農業委員会で取得要件を緩和し、空き家に付随する農地に関しては、1㎡から取得することができるようになり、農業や家庭菜園をしたい移住者に好まれる物件となっているそうです。

移住支援制度については、町の中心地と周辺地の2種類に分け助成をしており、人口減少が進んでいる周辺地に手厚い助成となっている。平成19年からの取り組みで、現在153世帯442人の方が利用され、転入されているとのことでした。

アンケート結果では、補助金制度が移住の決め手になった方は少なかったそうです。移住定住された方は、武雄市にゆかりのある方が多く、この補助事業を活用した年齢層では30代が40%と一番多く、40代が20%、20代が10%、60代が10%とのことでした。

また、周辺地に移住者を増やしたいということで、子育て世代向けの建築をし、月3万5,000円の駐車場付きで貸し出しを行い、現在満室となっているそうです。ほかにも、教育移住にも力を入れて、ICTを活用した取り組みもされているとのことでした。現在武雄市には7名の移住支援員がおり、一緒に活動されていて、各自情報発信などを行っていただいているところで、住まい支援課だけでは移住定住にはなかなかつながらない部分が多いため、オール武雄として移住施策を行い、各課からの情報を集め、移住者のニーズに合った紹介や、武雄市空き店舗活用事業や、保育士等就職支援事業など、いろいろな補助金を紹介して、移住定住につなげていきたいとの

ことでした。

以上で報告を終わります。

日程第 7. 諸般の報告

○議長（濱砂 恒光君） 日程第 7、同じく議員派遣による調査報告を行います。

農林振興建設常任委員会委員長、白石 幸喜君の報告をお願いします。

○農林振興建設常任委員会委員長（白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 委員長、白石 幸喜君。

○農林振興建設常任委員会委員長（白石 幸喜君） それでは、農林振興建設常任委員会におきまして、令和元年11月11日から13日にかけて行政調査を行いましたので、その内容について報告をいたします。

今回の行政調査には全委員 4 名及び議会事務局の前田書紀が同行しております。調査先は長野県喬木村並びに下條村であります。

まず、人口約 6, 1 0 0 人の喬木村ですが、住民からの議会活動への関心を高め、性別や年齢、そして職種に関係なく議員活動に参加でき、将来を見据えた議会改革とその取り組みは喫緊の課題であります。その対策の一つとして、夜間・休日議会を開催している喬木村議会の運営内容について調査をいたしました。

下岡 幸文議長以下 5 名の議員並びに鞍馬 淳事務局長に対応をしていただきました。

まず、夜間・休日議会導入に至ったきっかけであります。平成 2 9 年議会議員選挙において定数 1 2 名に対し、立候補予定者が 1 0 名に達しない状況となり、再選挙が心配された。結局定数は満たしたが、今まで農業、自営業だった議員が、会社員、団体職員、観光農業者、会社役員という職業構成に変化した。このことがきっかけとなり、兼業議員でも議員活動ができるための一つ的手段として、夜間・休日議会開催を取り入れたということであります。基本的に夜間議会開催は 6 月・1 2 月の定例会とし、会議時間は 2 時間以内とする。3 月と 9 月の定例会については昼間開催とする。全ての定例会における一般質問は土日のいずれかに行うということであります。

成果ですが、夜間開催の常任委員会は傍聴者が平均 2 名から 5 名に。休日開催の一般質問は傍聴者が平均 6 名から 1 5 名に増加したということであります。また、昼間

の仕事に支障がなくなったため、議会活動に取り組みやすくなった議員もいるということでありました。

次に課題ですが、課題につきましては、２時間という時間制限があるため、特に兼業議員は事前準備が必要になる。それから議会開会中に問題事案等が発生した場合、休みのため、県町村議長会と関係機関等への照会確認ができない。「片手間議会」とか「パフォーマンスでしかない」など、まだ一部の住民に理解をしてもらえていないということでした。また、役場職員の反応や理解については、フレックスタイム制を基本に、代休、超過勤務手当で対応し、さらに月１６時間は年休が取れるように職員労働組合と協定が交わされているため、特に職員からの反発や抵抗はなかったということであります。本村議会も今年４月に実施された統一地方選挙では１２年ぶりの選挙となりましたが、議員のなり手不足対策や、村民からの議会活動への理解はまだ十分でないと認識をしております。私達も現状をしっかりと検証し、本村の実情に適した議会運営と活動のあり方を進めていきたいというふうに思います。

次に人口約３，７００人の下條村です。

村から急激に若者がいなくなっていく状況を打破するために、地元はもちろん他市町村の若者も呼び込み定住させるため、住宅施策を軸に若者定住につなげ、合計特殊出生率が日本一にもなった下條村の取り組みについて調査をいたしました。

吉村 善郎総務課長兼議会事務局長に対応いただきました。

まず住宅整備についてですが、当初は一戸建ての住宅を建設していたが、若者に住んでもらいたいという当時の村長の考えから、若者が好むマンション風の集合住宅を平成９年度から１８年度までに１０棟１２４戸建設されています。広さは２ＬＤＫ６５㎡で、駐車場も１部屋２台分ずつ確保され、家賃は月額３万１，０００円から３万４，０００円となっております。入居対象者は子どもがいる夫婦か、これから結婚する若者となっており、地区の行事や消防団に加入することも入居条件の一つとなっておりました。現在の入居率は約９０％であるということです。

建設予算につきましては、国からの入居条件が付かず、村が制限なく自由に管理できるよう、全て村単独予算で建設したということでありました。住宅の中を実際に見せていただきましたが、しっかりとした造りで、隣室の音も全く聞こえない、大変立

派な部屋でありました。また、企業向け単身用集合住宅１棟１５戸の建設と、分譲宅地５５区画を造成し、全て販売できたということでもあります。平成３０年決算で全ての住宅の年間維持管理費が２，０４２万円、家賃収入は６，７９４万となっております。

さらに移住希望者には１週間無料宿泊できる住宅を準備しており、この住宅につきましては、空き家を改修して準備をしておられましたが、１週間生活体験ができる体制をとっておられました。

下條村につきましては、隣接する約１０万人の飯田市がありますが、そのベッドタウンとして若者定住の効果を上げておりました。

次に、少子化子育て支援対策ですが、子育て支援に対しましては、子育て応援基金を創設し、その利息を支援の財源として充当しているということでありました。基金の額は現在１１億円です。ほかに出産祝い金、多子世帯育児支援、入学祝い金、給食費補助、高等学校通学費補助等がありました。また、子育て支援センターを開設し、子育てコーディネーターによる週２回の相談窓口を開催、さらに他市町村と連携した婚活事業も展開をされておりました。

下條村につきましては、民間出身の前村長が２４年間の在職中に、各施策を実行し現在に至っております。就任当時は村の財政事情も非常に悪く、最初に取り組んだのは職員のコスト意識改革と、民間企業の実情や仕事内容を理解させるための職場体験の実施、また、農道等コンクリート舗装など、村民が自らできることは原材料を提供し、直接村民に実施してもらうことであったとのことでもあります。そのことにより、村全体の大幅なコスト削減につながり、村財政が安定し、各施策ができるようになったとのことでありました。

住む家があれば、人は必ず来るのかと問われれば、私も返答に窮しますが、説明をしていただいた吉村総務課長の「これらの施策や事業を行ったからこそ、現在があります」との力強い言葉が印象に残っております。

本村は、子育て支援につきましては全国トップレベルの対策を講じております。そのことを活かし、ぜひ若い人たちが住みたいと思う計画的な住居対策を、引き続き進めていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（濱砂 恒光君） 以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後 1 時15分といたします。

午前12時02分

午後 1 時15分

○議長（濱砂 恒光君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 8. 議案第 5 6 号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第 8、議案第 5 6 号西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、ただ今上程いただきました議案の説明の前に、一言だけご挨拶を申し上げます。

本日から第 4 回の西米良村定例議会を開催いただき、ご審議いただきますことを厚く御礼申し上げたいと思います。去る 1 1 月の 4 日には、村制 1 3 0 周年を行っていただきました。多くのご来賓、そしてまた村民の多数の皆さんのご出席をいただき、盛会裏にできましたこと大変うれしく思います。私たちは 1 3 0 年というこの長きにわたりまして、本村が今日まで連綿として続いてきたことに感謝をいたしたいというふうに思いますし、さらに私たちは新しい時代に向けての取り組みを、今を担う我々がしっかりとしなきゃいけないという決意もいたしたところであります。今後とも村議会のご指導をいただきますように、よろしく願いを申し上げたいと思います。

それでは、ただ今上程いただきました議案第 5 6 号西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は国の人事院勧告に伴う国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部改正及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う諸般の改正を行うものであります。一般職の給与関係

につきましてはご存知のとおりであります。0.05か月ということで、国に準じて行うというものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第56号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第56号西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第57号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第9、議案第57号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長

○村長（黒木 定藏君） それでは上程をいただきました、議案第57号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

一般職の職員の給与改定に準じまして、西米良村の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例のうち、期末手当の支給率につきまして、改正を行うものがあります。なお支給率等は職員と同じということになります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第５７号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第５７号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第５７号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第１０．議案第５８号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第１０、議案第５８号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程をいただきました、議案第５８号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提

案理由の説明を申し上げます。

一般職の職員の給与改定に準じまして、議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例のうち、期末手当の支給について改正を行うものであります。なお、この率につきましては、職員、一般職員、それから特別職の職員等と準じて同じでありますし、これら3つにつきまして全て一応4月に遡及するという形で実施されることとなります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第58号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第58号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第59号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第11、議案第59号西米良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 議案第59号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号西米良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、説明を申し上げます。

地方公務員法の改正に伴いまして、令和元年4月1日より、会計年度任用職員制度が導入されることとなりました。このため、会計年度任用の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関し、必要な事項を条例で定めるとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第59号について質疑はありませんか。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） それでは、担当課長にお伺いしたいと思います。この会計年度任用職員ということにつきましては、いわゆる村民の方、今役場で働いておられる、現在臨時職員の方、嘱託員の方が関わってくるというふうに思いますが、来年度からということですが、どのくらいの方がこの任用職員になってくるのか、人数、大体の人数でよろしいです。それから多分給与等費用弁償も上がってくるというふうに予想されますが、今現段階で今からどのくらい上がってくることを予想されておられるのか、2点お聞きいたします。

○議長（濱砂 恒光君） 総務課長。

○総務課長（牧 幸洋君） それでは、3番、白石議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずはじめに、対象となる任用職員等の人数でございますけれども、現在、鋭意準備をしている段階でございます、今年度の前半あたりに課内調査をした段階での人数になりますけれども、常勤職員としましては、臨時職員として取り扱っていた方々が21名、嘱託職員という形で取り扱っていた方が16名、その他ということで8名ということで、常勤職員としてはですね、45名の方が対象となるということになって

おります。

また、経費につきましては、今後ですね、それらの皆様方をフルタイム、パートタイム、臨時職員又は私人への業務委託等へ振り分けをするという予定になっておりまして、こちらについては、各課と調整をしながら、今後決めていくということになりますけども、例えばですね、現在役場で事務補助としてパートタイムで働いている方がですね、現報酬月額が12万6,000円程度の方がですね、大体年間を通しますと150万円程度を給与として支給をしているところなんですけども、その方がですね、3年間働いていただいたと仮定しまして、例えば1年目には年収が150万円超が173万円程度、2年目が190万円程度、そして3年目には同じく190万円程度ということで、経過して増えていくというようなことになります。

また、二つ目の例としまして、例えば保育士でですね、フルタイムで働いている方、現報酬がですね、21万円程度もらっている方がですね、年報酬にしますと大体258万円程度、報酬として支払っている方なんですけども、その方が、会計年度任用に移行しますと、1年目の報酬が290万円超、2年目が320万円ぐらい、そして3年目が325万円程度。こういった形でですね、増加をしていくというようなことになります。相対的な数字についてはまた、正式に振り分けが決まってから試算をしていくという形になりますので、ご了解いただければと思います。以上です。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 了解をいたしました。いわゆる臨時嘱託の方の給与等も上がってくるということで、大変いいことだと思いますけども、やはり支出のほうが大きくなるということもありますし、そういうことになれば、今度は業務内容、正職員とのですね、業務の振り分けといいますか、区分けというのも今後大事になってくるかというふうに思います。しっかりその辺を踏まえてですね、今後しっかり職員との「差」といいますか、業務の内容のことも考慮していただいて、この会計年度任用職員の運用に当たっては、しっかり当たっていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第59号西米良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第60号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第12、議案第60号西米良村保育所設置条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 上程いただきました、議案第60号西米良村保育所設置条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の制定は令和2年4月から、西米良村立ふたば園が認定こども園へ移行することに伴い、必要事項を定めるものでございます。現在、西米良村立ふたば園は乳幼児期の教育や保育の向上を目指しながら、地域の子育て支援の充実を図ることを目的として、保育所型認定こども園へ移行するための準備を進めておるところであります。

以上でございますが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第60号について質疑はありませんか。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 担当課長にお伺いいたしますが、村立ふたば園が認

定こども園として来年の4月の1日に移行されたときに、現在のふたば園と移行した認定こども園、どのように変化が出てくるのかお伺いしたいと思いますし、また、移行したことによって、メリット、デメリットも出てくると思いますが、あれば、教えていただければと思います。

○議長（濱砂 恒光君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） 6番、上米良議員のご質問にお答えいたしたいと思います。今回の認定こども園移行につきましてですが、実は今から5年前にですね、国のほうが、子ども子育て支援新制度というものを施行いたしております。これによりまして、現在のふたば園がですね、地域型保育事業小規模保育B型というものに分類をされたところなんです。この地域型保育事業小規模保育B型というものはですね、実は3歳未満児を19名までしか保育できないという分類になっております。しかしながら、5年間の経過措置がありまして、5年の間にしっかりとした体制をとりなさいというようなことになっておりまして、今年度で5年が経過するということでございます。従いまして、今回認定こども園に移行することによってですね、0歳から未就学児5歳までですね、の子ども達を保育することができるという、大きなメリットがございます。

それから、移行いたしましてですね、大きく変わる点につきましては、皆さんご存知のとおり、今園舎が変わりつつありますが、そういった新園舎に変わるということ。それから、全ての園児がですね、給食になります。今までは3歳未満児の給食ということであったんですが、全園児、これは認定こども園の規定によりまして、そういうことになるということでございます。

従いまして、園を上げてですね、食育というものにも取り組んでいけるかなというふうに思っているところです。

また、昨年度から保育士の経験とか能力を伸ばすためにですね、積極的に研修に出させているところなんですけれども、今までの保育の向上はもとよりなんですけど、いわゆる教育の分野というものについても入れていけないか、というようなことも考えております。

デメリットについてはですね、今聞く声としましては、宮之瀬からなくなりますの

で、宮之瀬の方々が寂しいという声は聞くんですが、竹原に移ることによりまして、防災面もアップいたしますし、天包荘と連携した活動を行うことで、心の優しい子ども達を育てることにもつながるのではないかというふうに考えているところでございます。なるだけですね、認定こども園に移行しまして、デメリットがないと言われるような体制がとれるように努力しているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） ありがとうございます。それこそ、デメリットはほんとう、ほとんどないようでございますので、メリットをよく活かして、4月の1日、すばらしい開園を迎えられるよう、お願いいたします。

○議長（濱砂 恒光君） ほかにありませんか。

○議員（5番 濱砂 征夫君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 5番、濱砂 征夫君。

○議員（5番 濱砂 征夫君） 担当課長にお伺いいたします。確かに私も宮之瀬からなくなることはとても寂しいです。あそこで子ども達との交流の場が持てることがなくなるのはちょっと寂しく思いますけども。それで、保育士の数は決まっているんですよ。それで、来年度開園するに当たり、保育士の確保というのが大変重要になってくると思います。栄養士は今年入りましたし、そのあたりの経過についてお伺いしたいと思います。

○議長（濱砂 恒光君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） ただ今の5番濱砂議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。保育士の数につきましては、認定こども園の基準がございまして、0歳児が3人いたら保育士が1人いないといけないとか、2歳児が何人いたら何人いないといけないという基準がございます。その基準を満たすようにですね、今職員の募集もかけておりまして、開園にはその数がもちろん充足するようということで、努力をいたしているところでございます。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第60号西米良村保育所設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第61号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第13、議案第61号カリコボーズのホイホイ便事業費分担金徴収条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、ただ今上程いただきました、議案第61号カリコボーズのホイホイ便事業費分担金徴収条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

カリコボーズのホイホイ便事業とは、村内物流の効率化や、利便性向上を図ることを目的に、村所と小川間におきまして、村営バスと専任の配達員により、貨物を輸送する事業で、今年度中の本格的運用に向けて、民間宅配業者等と今調整を進めているところであります。この事業に必要な事業費につきましては、参加する事業者から分担金として徴収するというにいたしておりますので、地方自治法第224条及び228条の規定により、必要な事項について条例で定める必要がございますので、今回上程させていただいたところであります。

詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第61号について質疑はありませんか。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 担当課長にお伺いいたします。カリコボーズのホイホイ便の事業につきましては、今後の過疎地の宅配についての方向性を示す大変大事な事例となると思っております。そのようなところで、中心部村所から小川間の貨物輸送の事業を行っていただけるということでございますが、この事業のシステムについて説明をお願いいたします。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） 失礼します。ただ今の6番上米良 秀俊議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど村長の説明のとおりですね、今回村所と小川間につきまして村営バス及び委託の宅配の方をお願いして貨物を運ぶ事業としております。具体的に申しますと、村外からのですね、小川便、小川に届く便につきましてですけれども、西都のほうから上がってきますけれども、それをですね、湖の駅、また村所驛のほうに集配していただきまして、それを村営バスに積み込みまして、おがわ作小屋村のほうに運ぶような形になります。それを、そのおがわ作小屋村に着いた荷物につきまして、委託宅配員のほうにですね、各戸に配送していただくというシステムになります。

また、村内のですね、荷物につきましては、これは村所と小川間に限られるんですが、村内からですね、小川に配送する場合につきましては、村内から村所驛のほうにお荷物を持ってきていただきまして、それを村営バスのほうで載せて、おがわ作小屋村のほうに運びます。それを、また地元のですね、配達員の方が個人宅に運ぶということを想定させていただいておるところでございます。

このような荷物についてですね、今までは業者さんのほうが直接小川のご自宅のほうに運んでもらったものをですね、業者さんとしては湖の駅、また村所驛のほうまでの配送にということで、その辺もありますし、また、村営バスの活用をさせていただいてですね、それを小川の方に配送するということでですね、それをまた、委託の個人になりますけれども、個人宅に配送するということで、そのような形で計画させていただいておるところでございます。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 了解いたしました。それは配達だけですよね。配達だけやった場合に、今度は小川の人がその業者を使って荷物を送られる場合には、バスといたしますか、この村のホイホイ便は利用できないわけですよね。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） ただ今の質問についてお答えします。今言われたとおりですね、現状としてはですね、小川からの村外への荷物につきましては、現状どおり、それぞれの業者さんの集める場所が決まっていると思いますけれども、そこでそれぞれの業者さんに依頼するという形、今までどおりの形になります。ただし村内向けの村所に配達するというものがございましたら、おがわ作小屋村に持って来ていただく必要はございますけれども、おがわ作小屋村に持って来ていただければ、それを村営バスに載せて、村所驛まで運ぶということは想定させていただいております。

○議長（濱砂 恒光君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議長（濱砂 恒光君） 了解しました。今までは宅配業者は毎日小川のほうに来ておりました。そして宅配もしておったわけなんですけれども、今度こういうホイホイ便という制度ができて、集配は今度やっていただける集配のほうでやっていただけるということで、毎日宅急便の方が地元の方に来ることは少なくなってくると思います。それで、小川の方も今度宅急便を送るとき、宅配業者を使って送るときには、その都度受付場所に持って行かなければならないということになってきますので、今後その業者さんと協議されるときには、配達もちろんなんですが、集めるほうもですね、一緒になってやっていただけるというような協議もやっていただければ、地元の方も喜ばれるんじゃないかなと思っております。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） ありがとうございます。その点につきましてもですね、今後今年度内から運用する予定ですが、十分行ってですね、いろんな問題点、課題等が出てくると思います。今上米良議員のおっしゃったとおりですね、そのような集荷についてもですね、個人の村民の方からご依頼等ですね、あった場合、ま

た業者さんと十分協議させていただいて、その辺もですね、含めた前向きな検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（濱砂 恒光君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6 番、上米良 秀俊君。

○議長（濱砂 恒光君） 了解しました。私も立場上小川の公民館館長もしておりますので、こういうすばらしい事業を村所小川間のほうでやっていただけるということでございますので、地域住民と話し合いながら、この事業が成功するように一生懸命やっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（3 番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3 番、白石 幸喜君。

○議員（3 番 白石 幸喜君） 担当課長にお伺いをいたします。次の議案 6 3 号でも補正で上がってきておりますけれども、いわゆる分担金が条例の中で出てきております。分担金の額は事業費の範囲内で事業に参加する宅配事業者と協議の上定めるものとする、ということでございます。この分担金の額の算定方法、算出方法、そういった基準があれば教えていただきたいということと、初めての取り組みで、これから検討事業だというふうには思いますが、算定方法ですね、定額になるのか、実績による率によるものか、そういった分担金のですね、算定方法について伺います。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） ただ今の 3 番、白石議員のご質問にお答えさせていただきます。

後ほど額のほうは補正で上がってくると思いますが、分担金のですね、内訳につきましては、今回 3 事業者のほうを想定しておりますので、こちらがですね、日本郵便、ヤマト運輸、佐川急便、この 3 社と現在協議させていただいております。それについてですね、日本郵便につきましては、現在日本郵便さんがですね、独自で配達員さんのほうを今雇用しておりますので、その分の額になります。その今現在を想定しております。また、その残りについてはですね、ヤマト運輸さん、佐川急便さんの今までの集荷の個数に応じた、実績に応じた割合分担ということで、分担していただくということで、協議を進めて、金額を決めさせていただいておるところでございます。

ます。

○議員（３番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） ３番、白石 幸喜君。

○議員（３番 白石 幸喜君） それぞれ実績に合わせた率、案分であるということでよろしいですかね。２社については。そういうことでよろしいですかね。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） 失礼します。今白石議員のおっしゃるとおりですね、案分、実績等に応じてですね、分担金を決めています。もちろん事業費がございしますので、その分の村の負担も入ってきているところもご承知いただきたいと思っています。

○議員（３番 白石 幸喜君） 了解しました。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第６１号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第６１号カリコボーズのホイホイ便事業費分担金徴収条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第１４．議案第６２号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第１４、議案第６２号西米良村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第６２号西米良村手数料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

カリコボーズのホイホイ便事業では、村内において、依頼者から配達までが完了す

る貨物につきましては、民間宅配業者等を介さずに、村営バスを活用して村所小川間での配達を予定しておりまして、依頼者からその配達手数料を徴収するために、地方自治法第224条及び228条の規定により、必要な事項につきまして、現行の条例を一部改正いたすものでございます。

また、その徴収業務につきましては、村所驛及びおがわ作小屋村に委託させていただきたいと思っております。

以上概要について申し上げましたが、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第62号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第62号西米良村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第63号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第15、議案第63号平成31年度西米良村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第63号平成31年度西米

良村一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に4億758万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出ともに36億5,579万2,000円とするものであります。補正の主なものといたしまして、歳入は国庫補助金、県補助金、村債等でございます。台風災害の復旧に係る予算を計上させていただいたところであります。またその不足する財源につきましては、財政調整基金で所要額を繰り入れるということにさせていただきたいと存じます。

次に歳出について申し上げます。人事院勧告に基づく給与等の改正を含め、人件費の調整を行っております。山村振興費はカリコボーズの宿リニューアルに係る炊事施設の撤去に伴う工事負担金200万円等でございます。農業用施設、林業用施設、道路橋梁等の災害復旧費につきましては、台風の災害復旧のための工事請負等をそれぞれ計上いたしましたところであります。

以上、提案理由を説明いたしました。詳細については、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第63号について質疑はありませんか。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） それでは13ページ、補助金でございます。移住者支援の補助金ということで60万円増額されておりますが、この理由について伺います。

それから19ページになります。支出のほうですけれども、山村振興費、委託料で30万円。これについてはカリコボーズの宿リニューアル事業によるものということでございますが、具体的な内容を伺います。

それから、その下の工事請負費200万円計上されてございます。キャンプ場炊事施設撤去工事ということで、多分護岸工事に関わるものではないかなというふうには思いますが、時期とですね、撤去された後どのような状態になるのか、そこら辺を1点お伺いをいたします。

それから20ページ、農林水産業費ですけども、負担金補助金の部分で有害鳥獣被害くくりわな購入事業補助金が100万円減額をされてございます。100万円減額というのは、かなり大きな額だというふうに思いますが、どのくらいのわなの減額分になるのか、その理由について伺います。

それから24ページになりますが、教育費でございます。情報系パソコン等修繕料ということで30万円計上されてございますが、タブレットのバッテリー交換ということであります。これについては、バッテリーについても耐用年数等があるかと思いますが、故障があったのか、交換の理由について伺います。台数等も含めて伺いしたいと思います。

最後ですが、25ページの生涯学習推進大会設備等委託ということで、31万5,000円減額補正されてございます。今回、今年の生涯学習につきましては台風等の影響で講演が中止になったという経緯もございますが、その辺があつての減額になってくるのか。もしそうだとすれば、この減額分が講師分の額になってくるのか、その点を含めてですね、減額の理由をお聞かせいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（濱砂 恒光君）　むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君）　失礼します。ただ今3番、白石議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず13ページ、補助金、この一番上の62万1,000円の分の説明だと思えますけれども、説明がですね、ちょっとこちら不足しておりまして、大変申し訳ございません。この62万1,000円のは、内訳ですけども、移住支援事業補助金ということで60万円。人口問題対策連携事業補助金ということで50万円。それとあと減額になりますけれども、ホイホイ便事業のですね、補助金ということで、予算の組み替えをさせていただいております。それで減額の47万9,000円ということで、これの合計がですね、62万1,000円ということで数字が現れてきているところでございます。この内訳というか内容についてですけども、まず60万円の移住支援事業補助金についてですけども、こちらがですね、これは県の事業になりますけれども、県外からですね、村内に移住してきた方に対して、単身で来られた方

に60万円の補助が付くものでございます。予算につきましてはですね、4分の3が県費、残りの4分の1が村費ということになっているところでございます。現在1名の分を計上させていただいたところでございます。

また、人口問題対策連携事業補助金という50万円ですけれども、こちらについてはですね、人口減少問題に対するですね、県とですね、市町村が連携してこの地域の課題等に取り組み、それぞれの事業に応じた対策を実施する事業になっております。本村においてはですね、農業と、柚農家とですね、連携した定住推進、促進をですね、図るための、特産品である柚生産をですね、主軸とした移住また就農のですね、そういった希望者等を誘致また移住、定住していただくことを目的としまして、現在労働力不足もありますけれども、生産現場のですね、省力化、また新たな農業生産スタイルをですね、そういった創出に向けての事業の一環ということで、若手のですね、柚生産農家さんへ新しい商品開発をお願いしようということですね、開発支援ということで、現在50万円の補助を今回補正させていただいたところでございます。マイナスの47万9,000円のホイホイ便事業ですけれども、こちらはですね、前のページ12ページの業務委託料、また保険料のほうにですね、予算の組み替えといいますか、若干数字は変化しておりますけれども、そちらのほうに組み替えということで、補助金のほうを減額させていただいたところでございます。

続いて、カリコボーズの宿のリニューアル事業についてですけれども、委託料の30万円の増額につきましては、リニューアルのですね、構想計画をですね、若干変更させていただきたいと考えております。それに伴う30万円の増額になっておるところでございます。

また、工事請負費の200万円ですけれども、県が行います護岸工事が今年度行われる計画がしておりますけれども、それに伴いまして、キャンプ場のですね、川側の炊事施設、またバーベキューを行う施設等を撤去する必要があるございます。そこを撤去する費用ということで、この200万円の補正をさせていただいております。そのですね、施設の今後の利用ということですが、護岸が整備された後はですね、もちろんその構想計画に基づいてですね、施設等がまた整備されていくと思います。それに伴ってですね、また計画のほうもですね、随時変更する場合もございますけれども

も、そういった計画に則ったですね、そういった敷地の利用について、計画どおりやっていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） 農林振興課長。

○農林振興課長（濱砂 亨君） ご質問のありました有害鳥獣被害防止くくりわな購入の補助金についてですが、こちらは当初県の補助金を活用して事業を実施する予定でしたが、その後国のですね、100%の補助のほうが内定しましたので、そちらのほうに組み替えて全事業を実施するという形にしております。なお、国の事業につきましては、有害鳥獣対策協議会のほうに直接事業費が振り込まれるという形で事業を実施しておりますので、予算上上がっておりません。マイナスの減額予算ということになっております。以上でございます。

○議長（濱砂 恒光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（山田 高大君） 情報系パソコン等の修繕料ですけれども、全部ですね、タブレット5台、電子黒板1台。バッテリーが1台3万円で5台分で15万円で、電子黒板が修繕費が15万円、合計30万円となります。理由につきましては、使用頻度が非常に高く、実際のところ5年のリースで来年までもつ予定だったんですけれども、特に小学校がたくさん使っているということで、その分で修繕となりました。

○議長（濱砂 恒光君） 教育長。

○教育長（古川 信夫君） それでは生涯学習推進大会の減額について説明をさせていただきます。これは130周年記念事業という形で予算を組ませていただいたところでありまして。従いまして総務課の130周年記念事業とですね、総合的に予算の執行をさせていただいたところでありまして、ご承知のとおり講師が来なかったということがありまして、100万円ほど私どもの方で執行するという予定で進められたものであります。ただ、実際執行しましたところ、68万円で済んだということでありまして。これはいろいろ切り詰めた運営費の執行ということもあるわけですが、講師が来なかったということ、それから、ビデオを作成させていただいたんですけれども、これもかなり西米良に馴染みのある方でして、そのあたりを考慮してですね、安価なDVDができたということもありまして、100万円を予定していたものですね、68万円で済んだということで、この金額を減額させていただいているところであり

ます。以上、答弁を終わります。

○議員（３番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） ３番、白石 幸喜君。

○議員（３番 白石 幸喜君） 了解をいたしました。１点だけ伺いますが、タブレット５台と答弁がありましたけれども、この５台は児童が使う分ですかね。そうですかね。はい、了解いたしました。

○議員（４番 上米良 玲君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） ４番、上米良 玲君。

○議員（４番 上米良 玲君） １２ページの備品購入費。説明によりますとドローン購入という形で３５万５，０００円ほど上がっておりますが、これの用途と実際どなたが管理されるのかとかですね、ドローンの利用についてはですね、農薬散布であったり、足したような使用方法があると思いますので、説明の方をよろしく願いたいと思います。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） 失礼いたします。ただ今４番、上米良 玲議員のご質問にお答えさせていただきます。先ほど補助金の際にちょっと説明させていただきましたけれども、人口問題対策連携事業補助金ということで、こちらは県の補助になっておりますけれども、こちらでですね、先ほど申したように柚の振興とともにまたそれを移住定住につなげようということで、現在計画しておるところでございます。それに伴ってですね、柚園の管理が必要になってまいります。なかなか広い農園でもございますので、その農地をですね、管理するというところで、それを目的にですね、先ほど上米良議員が言われました、ドローンですね、購入を考えておるところでございます。また、管理につきましてはですね、村が管理するような形を考えておるところでございます。必要に応じてですね、その柚農家さんにですね、依頼があればですね、そちらに出向きまして、そういった撮影なり管理の状況を確認するというところで考えておるところでございます。また、それに伴ってですね、村の管理になりますので、村の職員ですね、そういったドローンの取り扱い等のですね、また講習もですね、しっかり行いながらですね、そういった管理を行っていきたいという、適切な管

理を行っていきたいということで、考えておるところでございます。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今のご質問について補足説明申し上げます。我が村にはまだドローンが入っておりません。村としてはございません。災害等もすぐ起きるようになりまして、足では行けないところが随分できました。国道上から大きな土砂が流れてきます。その上がどうなっているのか、なかなか分からなくて、適正な規制等ができないということ等もありますので、それらにつきましてもですね、有効に活用させていただこうというふうに思っております。

ただ当面、防除までその機械で行けるかどうかというのは、機種によって相当違いますので、はっきりは申し上げられませんが、当面は上から写真を撮ったりして現状を把握するということで、今課長が言いましたように、技術につきましても講習をしていながら、しっかりと使いたい。西米良村全体でどの部署でも使えるような形で使っていきたいというふうに思っております。管理はむら創生課がやるということにいたします。

○議長（濱砂 恒光君） ほかにありませんか。2番、児玉 義和君。

○議員（2番 児玉 義和君） 関係課長にお尋ねをしたいと思うんですが、9ページの寄附金150万円の増、それに伴います支出のほうで、11ページの総務管理費、報償費45万円が計上されております。これはおそらくふるさと納税の増額金が150万円増えて、それに対する謝礼金、御礼品の経費ということで計上がなされていると思いますが、それでよろしいのか。それと返礼品についてはどういったものを準備されているのかも合わせて、件数と金額が出ておりますので何件ぐらい増えたのか。それからふるさとチョイスでしたかね、この制度は。こういったものについて、今後まだ伸びる見込みといたしますか、可能性があるのか。非常にいい制度だと思いますので、その辺も含めて当局の内容もお聞かせいただくとありがたいかなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（濱砂 恒光君） 総務課長。

○総務課長（牧 幸洋君） それでは2番、児玉議員の質問にお答えしたいと思います。議員のおっしゃるとおり、歳入寄附金につきましては、ふるさと納税のですね、寄附

金の増額ということになっております。こちらにつきましては、昨日現在でふるさと納税の実績額が92件、128万5,000円ということになっておりまして、前年度が50件、84万円ということですので、44万円程度増額、前年度比で152%増ということになっております。こちらにつきましては、以前直接対応しておったものをですね、こういったふるさとチョイスという、ふるさと納税のサイトを使って業務を始めたことで、増えた実績によるものということになります。

歳出のほうの感謝品につきましては、歳入額ですね、3割ぐらいが返礼品分ということになりますので、その3割の45万円を計上したところであります。ふるさと納税の商品につきましても、担当等がですね、いろいろと声掛け等もしまして、少しずつですね、商品のラインナップも増やしているところでありまして、柚胡椒だったり柚の製品だったり、もちろんなんですけども、西米良の米とかですね、そういったもの、いろいろなものをですね、どんどん広げております。また、グランピング施設ですね、利用券とか、そういった新しい分野を商品として取り上げているところでございます。

今回残り年度4か月程度ということになっておりますけども、一生懸命担当も動いておりまして、ぜひこの収入額に見えるようにですね、村としても努力してまいりたいというふうに思っておりますので、ご了解いただければと思います。以上です。

○議員（2番 児玉 義和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 2番、児玉 義和君。

○議員（2番 児玉 義和君） 今答弁にありましたように、西米良村をPRするためにもですね、その返礼品の中に地場産品等々を、またいろいろと考慮していただいて送られると、納税者も喜ばれるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（濱砂 恒光君） ほかにございませんか。1番、黒木 竜二君。

○議員（1番 黒木 竜二君） 22ページですね、村道工事請負費400万円増額になっておりますけれども、この村道維持の工事の道路は、どこの道路かということが1点と、あと26ページになりますが、17号の災害復旧のところですけども、農業用施設災害復旧費700万円、そして林業用施設災害復旧費2億3,996万円、

小規模災害復旧事業費 257万6,000円、この内訳、内容を教えていただきたい
と思います。

○議長（濱砂 恒光君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） 1番、黒木 竜二議員のご質問にお答えいたします。まず
22ページ、道路維持の工事請負費でございますが、こちらは今予定していますのが
村道狭上線、狭上稲荷神社に行く道路です。こちらがですね、今林産物の搬出関係で
路面がかなり傷んでおりますので、そちらの補修を予定しております。もう一つが村
道山中線の舗装も、前回の台風で舗装のみが被災している箇所の修繕を予定しており
ます。

続きまして、26ページの農業用施設災害復旧事業。こちらにつきましては、今回
村内で農地の災害が3か所ございまして、そちらを計上させていただいております。
林業用施設災害復旧につきましては、箇所数でいきますと9か所、路線でいきますと
3路線ということで計上しております。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） 農林振興課長。

○農林振興課長（濱砂 亨君） それでは、26ページの小規模災害復旧事業につつま
して、説明いたします。こちらの事業につきましては、今年度より新規で入れさせて
いただきました事業になります。内容としては6月に要綱を制定いたしまして、10
月の農林座談会等でですね、事業の周知を図らせていただいたところでございます。
内容につきましては、農地・農道の災害復旧、それから作業道路の災害復旧、もう一
つは崖地等に係る災害復旧ということで、3本内容をしております。補助対象のす
ね、基準なんですけども、小規模災害復旧事業につきましては、国・県の補助事業の
対象にならない、小規模の災害復旧を行うというものでございまして、事業費1件当
たり5万円以上のものを対象としております。また農地につきましては、既に耕作さ
れているもの、もしくは休耕地におきまして、事業遂行後速やかに耕作がされるも
の、作業道につきましては、形状的な維持管理が適正に管理されているもの、それか
ら崖地等につきましては、人家に直接被害が及んだり、また及ぶ恐れがあるものにつ
いて、対象としております。

補助率ですが、80%、上限300万円ということでですね、事業を進めさせてい

ただいております。

今回計上しました事業費ですけれども、被災された方からですね、報告を受けましたものについて私どもが現場に行きまして、内容を確認しまして積算しました事業費になっております。畦畔崩壊が2か所、それから作業道の路肩決壊が2か所ということで、4か所分の合計補助事業費になりますが、257万6,000円を計上させていただいたところですよ。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） 1番、黒木 竜二君。

○議員（1番 黒木 竜二君） 林業用施設の災害復旧費の2億3,900万円ですけれども、非常に額が大きいんですけども、具体的に一番金額のかかるところを教えてくださいなと思います。

○議長（濱砂 恒光君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただ今の1番、黒木 竜二議員のご質問にお答えいたします。今回一番大きい箇所といいますのが、竹之元谷線、吐合の奥の林道になります。こちらが3か所被災しておりますが、一番上流の山腹崩壊をしている箇所、現在です、1億4,000万円弱を1か所だけ予定しております。以上です。

○議長（濱砂 恒光君） 1番、黒木 竜二君。

○議員（1番 黒木 竜二君） 了解しました。17号、9月21日に非常に大変な災害を受けたんですけども、私も消防団員として活動させてもらった中でですね、非常に行政の情報収集の速さと、そしてまた、対応といいますか、吐合のところが寸断しましたけれども、あそこを重機で素早くですね、土砂を退けていただいたということも、非常に感謝しておるところです。また来年に向けてですね、梅雨も来ますので、作業員の方には十分気をつけていただきながら作業して、そして安全で安心な村民の暮らしをとということで願いたいと思います。以上です。

○議員（2番 児玉 義和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 2番、児玉 義和君。

○議員（2番 児玉 義和君） 21ページをもう1件お願いしたいと思いますが、商工費、商工総務費の中で、企業等促進事業補助金とあります。この事業の内容と対象事業所等が公表できれば、お聞かせください。

○議長（濱砂 恒光君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） 失礼します。ただ今の２番、児玉 義和議員のご質問にお答えさせていただきます。今回はですね、企業等促進事業補助金ということで、その中の村内事業者がですね、新たな分野に事業を拡大することで、新たな雇用を創出する事業所に対して交付するものでございます。新規雇用者に対してですね、１月１０万円の補助を行うものでございまして、こちらはですね、６か月間、１０万円の６か月ということで、６０万円の補正を上げさせていただいたところでございます。

事業所といたしましては、株式会社ハマテックさん。こちらがですね、アパレル部門のほうをですね、新たに起業するということをお伺いしておりまして、審査が上がってきておりますけれども、こちらでですね、お一人の方を新規雇用ということで、今回の補正に至っております。

○議員（２番 児玉 義和君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） ２番、児玉 義和君。

○議員（２番 児玉 義和君） 了解しました。ありがとうございました。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第６３号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第６３号平成３１年度西米良村一般会計補正予算（第７号）は、原案のとおり可決されました。

日程第１６．議案第６４号

日程第１７．議案第６５号

日程第１８．議案第６６号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第１６、議案第６４号平成３１年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第２号）、日程第１７、議案第６５号平成３１年

度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第２号）、日程第１８、議案第６６号平成３１年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第３号）の３議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第６４号、議案第６５号、議案第６６号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第６４号平成３１年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本案は既定の予算に歳入歳出それぞれ５４万８，０００円を増額いたし、総額を２億７，９６２万９，０００円とするものであります。

まず歳入についてご説明申し上げます。一般会計繰入金５４万８，０００円増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額や、システム改修に係る増額の調整として一般会計より繰り入れるものでございます。

次に歳出について申し上げます。一般管理費４４万５，０００円増額は、人事院勧告に伴い人件費が３２万９，０００円、オンライン資格確認のためのシステム改修と国保連合会の資格マスター整備に係る負担金が１１万６，０００円増額ということでございます。

以上が提案理由でございますが、本案につきましては、先に開催していただきました国保運営協議会に諮問し、異議なしとの答申をいただいているところでもございます。

次に、議案第６５号平成３１年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本案は既定の予算に歳入歳出それぞれ３６万４，０００円を増加し、予算総額を２億６，０２０万５，０００円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。一般会計繰入金３６万４，０００円増額は、財源調整をするものでございます。

次に歳出でございますが、診療所一般管理費、歯科一般管理費合わせて３６万

4, 000円の増額は、人事院勧告に基づく給与改定等により、人件費を調整いたしましたものであります。

以上でございますが、本案件につきましても、先の国保運営協議会に諮問し、異議なしとの答申をいただいているところでございます。

次に、議案第66号平成31年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本案は既定の予算に歳入歳出それぞれ6万3,000円を増額し、総額を2億4,194万円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。一般会計繰入金6万3,000円を増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額のために調整をいたすものであります。

次に歳出について申し上げます。一般管理費6万3,000円を増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額によるものであります。

以上が、議案第66号についての説明でございます。

一括上程いただきました議案64号、65号、66号それぞれにつきまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第64号について質疑はありませんか。

○議員（4番 上米良 玲君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 4番、上米良 玲君。

○議員（4番 上米良 玲君） 6ページの負担金5万8,000円で資格マスター整備という項目で上げられておりますが、これの説明をお願いします。

○議長（濱砂 恒光君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） ただ今4番、上米良議員からご質問があった件について、お答えしたいと思います。国保連合会のほうによりまして、国保マスターシステムというシステムを整備しておりまして、いわゆる、新しい国保制度ができてからですね、いろいろ制度が手探り状態で整備が進められております。その中の国民健康保険のですね、被保険者のマスターといいますか、全体の被保険者の状況、そういつ

たものを取りまとめるですね、整備をいたしております、それが今年度の国保連合会の総会の折りに、こういったことをしますから整備をさせてくださいという説明がありまして、それを今年度中にしないと財源措置もないというようなことがございました。よって、今回補正を上げさせていただいて、計上させていただいているというところでございます。以上です。

○議員（４番 上米良 玲君） はい、分かりました。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第６４号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第６４号平成３１年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

議案第６５号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第６５号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第６５号平成３１年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

議案第６６号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第66号平成31年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第67号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第19、議案第67号平成31年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第67号平成31年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は既定の予算6,114万5,000円に歳入歳出それぞれ43万1,000円を増額し、予算総額を6,157万6,000円とするものであります。

まず、歳入につきまして申し上げます。歳入につきましては一般会計繰入金43万1,000円のみであります。

歳出につきまして申し上げます。歳出は、水道事業費の浄水場ろ過池洗砂委託料及び、給与改定に伴う人件費などが43万1,000円増額させていただいたものであります。

以上、概要について申し上げますが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、

担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い
い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議
案第67号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定
することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、議案第67号平成31年度西
米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、10日の午後に開きますので、ご参集願います。

本日は、これで散開します。ご苦労さまでした。

○事務局長（濱砂 雅彦君） 一同、ご起立ください。一同礼。お疲れさまでした。

午後2時36分散会
